

## 社会福祉法人 鳳会 役員・評議員・評議員選任・解任委員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳳会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき役員及び評議員の報酬並びに評議員選任・解任委員の報酬に関して、必要な事項をさだめる。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- 三 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- 四 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

### (理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときの報酬は無報酬とする。

### (理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施するサービスの事業の運営のために業務にあたった場合の報酬は無報酬とする。

- 2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は報酬は無報酬とする。
- 3 協議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のため業務にあたった場合報酬は無報酬とする。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合又は理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合報酬は無報酬とする。

### (費用弁償)

第6条 法人は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これは請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員、評議員及び監事には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(費用弁償の支給日)

第7条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の費用弁償は、必要の都度、支払うものとする。

(費用弁償の支給方法)

第8条 費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 費用弁償は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第10条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任に係る評議員選任・解任委員への報酬等は、この規程の例により行う。